

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	4 4 4
		決裁期日	平成 1 8 年 1 月 2 5 日
名 称	第 6 - 1 回 政 策 調 整 会 議 (継 続)		
日 時	平成 1 8 年 1 月 2 4 日 (火) 午 後 1 時 0 0 分 ~ 午 後 4 時 2 5 分		
場 所	役 場 2 階 審 議 室		
出 席 者	別 紙 : 出 席 者 名 簿 の と お り		
内 容	別 紙 の と お り		

開 会

議長あいさつ (田浦助役)

- ・ 投資的事業一般財源の更なる抑制額は 20,000 千円を目途とする。
- ・ 現在、要求のある事業で危険度の高いものや維持修繕で躯体に影響を及ぼすなど、緊急性の高い事業は予算計上する。

1 平成 18 年度上富良野町総合計画実施計画策定に伴う平成 18 年度の要望事業 (投資的事業) について

[事務局から資料構成を説明]

- ・ 予算査定で一般財源ベースを比較すると当初から 36,682 千円を縮減している。(当初 294,743 千円 町長査定後 258,061 千円)

[協議事項]

(給食センター厨房屋根改修 : 6,300 千円 0 円)

- ・ 全面吹替で要求していたが、現状は大雨や屋根に溜まった氷が溶けるときに雨漏りをしている状況であり、頻繁に発生していないことから、平成 18 年度にさらに原因解明することとし、削減する。

(セントラルプラザ外壁補修 : 3,909 千円 0 円)

- ・ 先送りしても躯体に影響を与えないことから削減する。ただし、タイル落下事故の予防を徹底する。

(葬斎場外壁塗装 : 1,300 千円 0 円)

- ・ セントラルプラザ外壁補修や公民館外壁塗装と同様の考え方で先送りする。

(公民館整備(椅子) : 667 千円 0 円)

- ・ 既に財政サイドに削減を報告済み。

(郷土館アスベスト除去：9,000千円 0円)

- ・ 国補助が文教施設から社会教育施設にも拡大され、平成17年度補正予算が確保された。平成18年度は予算規模や文教施設優先から補助採択が見込まれないことから、平成17年度に前倒して実施することにより、財源確保や緊急性の観点から、3が通補正対応で実施することとする。
- ・ 3月補正で対処しても年度内の完了は見込めないので、繰越明許を予定すること。

(公共施設整備について)

- ・ 今回先送りした事業や平成19年度からの維持修繕事業について、行革3プロジェクトの答申案や、施設の現状把握により、優先性・緊急性・効率性を判断し、公共施設整備基金の支消等により、全体整備計画を構築する必要がある。
- ・ 実施計画の平成19-20年度事業に公共施設維持修繕事業を位置付けること。
- ・ 平成18年度要求事業は平成19年度に位置付ける。

【総括】

- ・ 投資的事業の抑制により、一般財源で21,176千円を削減した。
- ・ 公共施設整備(維持修繕)は全体計画を構築して年次的に整備する。
- ・ 平成18年度予算確定や資金計画作成後、平成19～20年度の事業を協議する。

2 上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例(案)について

[田中プロジェクト座長から各資料について説明]

- ・ 議会への条例上程前に組織で制度の仕組みや事務の流れ、事務量増加の共通理解について、ヒアリングを実施する予定である。
 - ・ 今回資料の条例案は12月中旬に総務課総務班(法制担当)と調製し、条文内容を4点ほど整理している。また、北海道町村会法務支援室の指導も受けている。
 - ・ 修正点は
 - 第2条第1項第1号ホを削除した。理由は下記のとおり。
 - ・ 老人福祉施設費用徴収規則による負担金は入所保護者の負担金であり、現在は対象者1名、約20万円の滞納であるが、平成18年8月をもって完納の予定である。
 - ・ 特別養護老人ホームの入所者は対象外である。
 - ・ 介護保険法以降の該当者はない。
 - ・ 養護老人ホーム入所者が対象となるが、当該施設で資産を管理することから、滞納は発生しない状況である。
- 第2条第1項第3号「滞納者」の定義を修正した。

- ・ 当初は納期限の滞納を滞納者としていたが、過年度の滞納者を滞納者とした。
- ・ 当初案から緩和したことは、各補助金交付規則での交付対象者の完納等を規定することで制限することで対処。
第7条第2項「制限対象者の滞納確認範囲」を修正した。
- ・ 当初は直系2親等の者を対象としていたが、申請者以外の者でその利益を受けると認めるに足りる相当の理由がある者とした。(サービス毎に制限対象者を区分した。)
第19条を追加。
- ・ 公表による制度の透明性を規定した。

[質疑・協議事項]

- ・ 住民への周知方法は
広報紙、ホームページへの掲載を予定している。
- ・ 広報紙、ホームページだけでは十分に伝わらないので、説明会（各行政サービス毎など）が必要である。
- ・ 第19条の公表はについて、町の姿勢は理解できるが、法的根拠や条例必須項目か。現行でも決算特別委員会で滞納処分報告等をしている。
滞納の抑止効果や透明性から公表や報告を義務化したいため。情報2条例も公表や報告をしているので参考とした。
- ・ 生活困窮により納税したくても納税できない滞納者が、自ら行政サービスを受けない判断をすることにつながらないか。滞納＝行政サービス制限と間違っているとられることが予測される。
福祉サイドでは対象者が多いと想定している。民生委員、ケアマネージャー等が関わり周知することも可能か。町職員ではない者（社協、訪問看護）もいるので、どう対応するかは課題。
十分な住民周知で対応しなければならない。納税相談の上、確実な分納により制限は受けないことから、最終的に制限を受ける者はいないと推定している。
- ・ 組織内部での十分な事務処理シュミレーションが必要。
- ・ 第7条第2項の「その利益を受けると認めるに足りる相当の理由」について、解釈、運用取扱いが必要である。
家族等は住民票で確認することを想定しているが、形式審査であり実態は不明である。資料4にプロジェクトでまとめた各行政サービス毎の対象者区分を作成したので、各課ヒアリングし、確定していきたい。
- ・ 本条例を運用するにあたって、町税と税外収入の滞納を前提としているが、制度としてスムーズに運用するには、町税から始めて、税外収入に拡大するこ

とも検討する価値があるのではないか。

町税は納期限により滞納者管理もしやすく、運営がスムーズであるが、税外収入は毎月の納期限のため重作業となる。また、町税のみであれば1箇所滞納状況を確認できるが、税外収入を加えたことによって、数課に確認しなければならず、申請許可のスピードが停滞する。よって、滞納者定義を納期限から過年度とした経緯である。

- ・ プロジェクトで課題をピックアップし、メリット・デメリットを明確にし、課長会議での論議を整理して条例化すべき。
- ・ さまざまなケースを想定し事務マニュアル（質疑応答集等）を整備すべき。
- ・ 対象を町税 町税・税外収入を比較したものを資料とし課長会議で説明する必要がある。
- ・ 現在までのパブリックコメントの状況は。
 - 1件は賛同。
 - 1件は町税滞納は理解するが、税外収入は現行制度の罰則で充分。滞納の理由は行政不信不満であるので行政運営のあり方を点検すべき。現行の課税制度自体に問題がある。の2件である。
- ・ 議会对応は「制度構築の議論」と「条例案上程」の2種類を用意すべき。
- ・ 職員の滞納処分の能力アップや実行が必要である。

【総括】

- ・ 政策調整会議の協議結果を踏まえ、課長会議で審議・意見聴取後、町長の最終判断（3月上程、組織内熟度を高めるため上程延期、上程見送りなど）となる。
- ・ 条例上程までには、この条例の職員の共通理解と実行能力が必要である。